

引き上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費

消費税率は、平成26年4月1日より5%から8%へ引き上げられ、その引き上げ分の地方消費税収（市町村においては地方消費税交付金）については社会保障施策に要する経費に充当する旨地方税法に明記されました。本表はその引き上げ分の地方消費税交付金の充当先を以下のとおり示すものです。

（歳入）

- ・市町村交付金（社会保障財源化分）258,000千円
参考：地方消費税交付金総額 609,633千円（内一般財源化分 351,633千円）

（歳出）

- ・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 4,550,735千円

【内訳】

地方単独事業 3,054,314千円、国庫補助事業 1,277,068千円、
投資的経費 6,905千円、公債費 107,683千円、共済費負担金 104,765千円

[引当項目一覧]※社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費の内地方単独事業分 (単位：千円)

費目	経費	財源内訳			一般財源のうち 事務職員人件 費等	事務職員人件 費等を除いた 一般財源	うち消費税交 付金引き上げ 分の額
		特定財源		一般財源			
		国県支出金	その他				
総合福祉	65,985		10	65,975		65,975	5,573
うち 社会保障施策に要する経費	65,985		10	65,975		65,975	5,573
医療	1,925,301	297,547	327,378	1,300,376		1,300,376	109,844
うち 社会保障施策に要する経費	1,871,379	297,547	273,457	1,300,375		1,300,375	109,844
介護・高齢者福祉	975,521	5,781	61,456	908,284		908,284	76,723
うち 社会保障施策に要する経費	975,521	5,781	61,456	908,284		908,284	76,723
子ども・子育て	1,580,907	58,717	740,637	781,553		781,553	60,622
うち 社会保障施策に要する経費	1,515,993	57,684	740,637	717,672		717,672	60,622
障がい者福祉	26,995	53	153	26,789		26,789	1,249
うち 社会保障施策に要する経費	14,992	53	153	14,786		14,786	1,249
就労促進	33,886			33,886		33,886	0
うち 社会保障施策に要する経費				0		0	0
貧困・格差対策等	86,687	8,150	26,974	51,563	4,341	47,222	3,989
うち 社会保障施策に要する経費	86,687	8,150	26,974	51,563	4,341	47,222	3,989
合計	4,695,282	370,248	1,156,608	3,168,426	4,341	3,164,085	258,000
うち 社会保障施策に要する経費	4,530,557	369,215	1,102,687	3,058,655	4,341	3,054,314	258,000

※本表は平成29年度大田市決算統計に基づく「社会保障施策に要する経費」に関する調査において計算した社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費のうち、地方単独事業分に対して市町村交付金（社会保障財源化分）の振り分けを行ったものです。

※千円単位の端数調整の都合上決算額と数値が異なる場合があります。